

電気需給約款（低圧）の新旧対照表

| | (旧) 電気需給約款(低圧) (2022年4月1日実施) | (新) 電気需給約款(低圧) (2022年12月1日実施) | | | | |
|---|---|--|---------------------|------------|---------------------|------------|
| 名称 | 電気需給約款 (低圧) | 電気需給約款 (低圧) | | | | |
| 適用、約款の変更、定義、単位および端数処理、実施細目、需給契約の申し込み、需給契約の要件、需給契約の成立および契約期間、需要場所、需給契約の単位、需給の開始、需給の単位、承諾の限界、電気料金プラン、料金の算定および算定期間、検針、使用電力量の計量、料金の支払義務および支払い、料金および延滞利息の支払方法、料金の口座振替、料金のクレジットカード払い、料金の払込み、延滞利息、料金および延滞利息の支払順序 | 1~24 (略) | 1~24 (略) | | | | |
| 保証金 | <p>25 保証金</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または 41 (需給契約の終了) もしくは 43 (解約等) の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額 ((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。) をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年 0.024 パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p> | <p>25 保証金</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または 42 (需給契約の終了) もしくは 44 (解約等) の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額 ((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。) をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年 0.024 パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p> | | | | |
| 帳票発行手数料 | 【新設】 | <p>26 帳票発行手数料</p> <p>(1) <u>当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。</u></p> <p><u>なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</u></p> <p><u>① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</u></p> <p><u>② お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</u></p> <p>(2) <u>帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</u></p> <p>① (1)①の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 料金の算定期間および 1 通につき</td> <td>100 円 (税込)</td> </tr> </table> <p>② (1)②の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 料金の算定期間および 1 通につき</td> <td>220 円 (税込)</td> </tr> </table> | 1 料金の算定期間および 1 通につき | 100 円 (税込) | 1 料金の算定期間および 1 通につき | 220 円 (税込) |
| 1 料金の算定期間および 1 通につき | 100 円 (税込) | | | | | |
| 1 料金の算定期間および 1 通につき | 220 円 (税込) | | | | | |
| 適正契約の保持 | 26 適正契約の保持 (略) | 27 適正契約の保持 (略) | | | | |

| | (旧) 電気需給約款(低圧) (2022年4月1日実施) | (新) 電気需給約款(低圧) (2022年12月1日実施) |
|-------------------|--|--|
| 力率の保持 | 27 力率の保持 (1)～(2) (略) | 28 力率の保持 (1)～(2) (略) |
| 需要場所への立入りによる業務の実施 | 28 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (1) (略) (2) 46 (保安に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務 (3)～(4) (略) (5) 33 (供給の停止)、 41 (需給契約の終了) (1)または 43 (解約等) にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務 (6) (略) | 29 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (1) (略) (2) 47 (保安に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務 (3)～(4) (略) (5) 34 (供給の停止)、 42 (需給契約の終了) (1)または 44 (解約等) にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務 (6) (略) |
| 電気の使用にともなうお客さまの協力 | 29 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1)～(2) (略) | 30 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1)～(2) (略) |
| 託送供給等の準備に対する協力 | 30 託送供給等の準備に対する協力 (略) | 31 託送供給等の準備に対する協力 (略) |
| 施設場所の提供 | 31 施設場所の提供 (略) | 32 施設場所の提供 (略) |
| お客さまの電気工作物の使用 | 32 お客さまの電気工作物の使用 (略) | 33 お客さまの電気工作物の使用 (略) |
| 供給の停止 | 33 供給の停止 (1) (略) (2) イ～ハ (略) ニ 28 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合 ホ 29 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じない場合 へ～ト (略) (3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその改善を求められ、当社がお客さまにその改善を求めた場合で、一般送配電事業者から当社が、 26 (適正契約の保持) に定める接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することおよび適正な使用状態への修正を求められ、その変更または修正に必要な限度で当社がお客さまに需給契約の変更または使用状態の修正を求めたにもかかわらず、お客さまがその変更または修正に応じていただけないときには、一般送配電事業者による、供給の停止が行われることがあります。 イ～ロ (略) (4)～(5) (略) | 34 供給の停止 (1) (略) (2) イ～ハ (略) ニ 29 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合 ホ 30 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じない場合 へ～ト (略) (3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその改善を求められ、当社がお客さまにその改善を求めた場合で、一般送配電事業者から当社が、 27 (適正契約の保持) に定める接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することおよび適正な使用状態への修正を求められ、その変更または修正に必要な限度で当社がお客さまに需給契約の変更または使用状態の修正を求めたにもかかわらず、お客さまがその変更または修正に応じていただけないときには、一般送配電事業者による、供給の停止が行われることがあります。 イ～ロ (略) (4)～(5) (略) |
| 供給停止の解除 | 34 供給停止の解除 33 (供給の停止) によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、一般送配電事業者から当社に対する電気の供給が再開されたときには、当社による、電気の供給が開始されます。 | 35 供給停止の解除 34 (供給の停止) によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、一般送配電事業者から当社に対する電気の供給が再開されたときには、当社による、電気の供給が開始されます。 |

| | (旧) 電気需給約款(低圧) (2022年4月1日実施) | (新) 電気需給約款(低圧) (2022年12月1日実施) |
|-----------------------------------|---|---|
| 違約金 | <p>35 違約金</p> <p>(1) お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、ならびに 33 (供給の停止) (2)ロ、へおよびトに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま</p> <p>す。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> | <p>36 違約金</p> <p>(1) お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、ならびに 34 (供給の停止) (2)ロ、へおよびトに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま</p> <p>す。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> |
| 供給の中止 | <p>36 供給の中止</p> <p>(略)</p> | <p>37 供給の中止</p> <p>(略)</p> |
| 損害賠償の免責 | <p>37 損害賠償の免責</p> <p>(1) 36 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 33 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 43 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>38 損害賠償の免責</p> <p>(1) 37 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 34 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 44 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) (略)</p> |
| 設備の賠償 | <p>38 設備の賠償</p> <p>(略)</p> | <p>39 設備の賠償</p> <p>(略)</p> |
| 需給契約の変更 | <p>39 需給契約の変更</p> <p>(略)</p> | <p>40 需給契約の変更</p> <p>(略)</p> |
| 名義の変更 | <p>40 名義の変更</p> <p>(1)～(2) (略)</p> | <p>41 名義の変更</p> <p>(1)～(2) (略)</p> |
| 需給契約の終了 | <p>41 需給契約の終了</p> <p>(1) 引越し(転出)等の理由による需給契約の終了</p> <p>お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>需給契約は、43 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> | <p>42 需給契約の終了</p> <p>(1) 引越し(転出)等の理由による需給契約の終了</p> <p>お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>需給契約は、44 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> |
| 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 | <p>42 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1)～(2) (略)</p> | <p>43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1)～(2) (略)</p> |
| 解約等 | <p>43 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 26 (適正契約の保持) によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 33 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> | <p>44 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 27 (適正契約の保持) によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 34 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> |

| | (旧) 電気需給約款(低圧) (2022年4月1日実施) | (新) 電気需給約款(低圧) (2022年12月1日実施) |
|---------------------|--|--|
| | チ～ヌ (略) ル 需給契約の条項 (49 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合 ヲ (略) (2) (略) | チ～ヌ (略) ル 需給契約の条項 (50 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合 ヲ (略) (2) (略) |
| 需給契約消滅後の債権債務関係 | 44 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、43 (解約等) の規定によって当社が需給契約を解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。 | 45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、44 (解約等) の規定によって当社が需給契約を解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。 |
| 供給設備の工事費等の負担 | 45 供給設備の工事費等の負担 (1)～(4) (略) | 46 供給設備の工事費等の負担 (1)～(4) (略) |
| 保安に対するお客さまの協力 | 46 保安に対するお客さまの協力 (1)～(3) (略) | 47 保安に対するお客さまの協力 (1)～(3) (略) |
| 調査および調査に対するお客さまの協力等 | 47 調査および調査に対するお客さまの協力等 (1)～(2) (略) | 48 調査および調査に対するお客さまの協力等 (1)～(2) (略) |
| 管轄裁判所 | 48 管轄裁判所 (略) | 49 管轄裁判所 (略) |
| 反社会的勢力との取引排除 | 49 反社会的勢力との取引排除 (略) | 50 反社会的勢力との取引排除 (略) |
| 付則 | 1 本約款の実施期日 本約款は、2022年4月1日から実施いたします。 2～3 (略) | 1 本約款の実施期日 本約款は、2022年12月1日から実施いたします。 2～3 (略) |
| 別表 | (略) | (略) |